

国立ハンセン病資料館における不当労働行為に対して 公正な命令を求める要請署名（個人）

事件番号 中労委令和 4 年（不再）第 19 号
事 件 名 笹川保健財団不当労働行為事件

中央労働委員会 御中

年 月 日

国立ハンセン病資料館は、「ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発により偏見や差別を解消し、患者・元患者とその家族の名誉を回復すること」を目的とし、1993 年 6 月に高松宮記念ハンセン病資料館として開館され、2007 年 3 月に国立ハンセン病資料館としてリニューアルし、運営は厚生労働省の委託業務として 2020 年 4 月より笹川保健財団が運営委託を行っています。

2018 年頃より、資料館内でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどがあり、働きやすい職場をつくるために 2019 年 9 月に国家公務員一般労働組合国立ハンセン病資料館分会を結成し、職責を果たしながら、職場環境の改善や処遇の改善に取り組んできました。

それまで委託運営してきた日本財団は、2020 年度の応札は行わず、日本財団と一体の笹川保健財団に依託し 2020 年 4 月に笹川保健財団が業務を承継する際、初めて採用試験を行い、組合員の稲葉さんと大久保さんを「不採用」として職場から排除しました。2 人は数年前から常態化してきた資料館内でのハラスメントの根絶、職場環境の改善を行うため、精力的に活動してきました。今回の「不採用」により自らの意思に反して職場から排除されたのはこの 2 人だけであり、両財団が一体として行った「不採用」は、組合活動を嫌悪・敵視し、活動の中核を担う 2 人を排除するために行われたものです。

2020 年 5 月に、両財団による「不採用」が明白な不当労働行為であるとして、東京都労働委員会に救済申し立てを行い、2022 年 5 月に 2 人の「不採用」取消とこの事実を職場内に掲示する救済命令を出し、不当労働行為があったことを東京都労働委員会は認定しました。

中央労働委員会におかれましては、東京都労働委員会の救済命令に従い、速やかに公正な判断を行うよう強く求めます。

【要請項目】

中央労働委員会は東京都労働委員会の命令に従い、笹川保健財団の不当労働行為を認め、稲葉さんと大久保さんを早急に職場に戻す命令を出してください。

名 前	住 所

※いただいた署名は、中央労働委員会あて提出する以外には用いません。

取り扱い団体

国家公務員一般労働組合（略称：国公一般）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックスビル 3 階 国公労連内
TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362